

地方独立行政法人京都市立病院機構
次世代育成支援対策支援推進法に基づく
一般事業主行動計画

次世代育成支援対策支援推進法に基づき、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間 2019年4月1日から2023年3月31日まで

2 内容

目標1 時間外勤務の縮減に取り組み、一人当たりの月平均時間外勤務時間数を2017年度比で20%削減し、月平均13.0時間以内とすることを目指します。 16.5時間(2017年度実績) → <u>13.0時間(目標値)</u>

<対策> 2019年4月～

- ・ 安全衛生委員会等で協議し、長時間の時間外勤務を解消します。
- ・ 時間外勤務の縮減指針の内容を徹底します。
- ・ 管理職員等への研修を実施し、時間外勤務縮減の周知徹底を図ります。

目標2 年次休暇取得率の向上に取り組み、一人当たりの取得日数を年間12日以上とすることを目指します。 9.9日(2017年度実績) → <u>12.0日(目標値)</u>
--

<対策> 2019年4月～

- ・ 年次休暇や夏期特別休務の取得状況を把握し、各部署において取得計画を策定するなど、取得しやすい環境づくりを推進します。
- ・ 年次休暇を必ず年5日以上取得できる環境づくりを推進します。
- ・ 管理職員等への研修を実施し、年次休暇取得向上の周知徹底を図ります。

目標3 職員が出産や育児に関する休暇を取得しやすい職場環境を目指します。

<対策> 2019年4月～

- ・ 子育てに関する休暇等の各種制度や仕事と子育ての両立を支援する職場づくりに向けた情報をまとめた「仕事と子育て両立支援ハンドブック」を職員に周知するなど、出産や育児に対する職場の理解を高めます。
- ・ 管理職員等への研修を実施し、出産や育児に関する休暇の周知徹底を図ります。

目標4 各種の休暇や勤務制度を充実させ、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進を目指します。
--

<対策> 2019年4月～

- ・ 病気になっても働き続けられるよう仕事と治療の両立を支援します。
- ・ 特別休暇や承認休務等の情報をまとめた「休暇制度の手引」や各種の勤務制度の要綱等を職員に周知するとともに、職場や職員のニーズの把握、代替職員の確保などの検討を行います。
- ・ 管理職員等への研修を実施し、各種の休暇や勤務制度の周知徹底を図ります。